

3 政府買入れ

(1) 現 状

- 政府の無制限買入れの規定は、直接統制から間接統制へ移行する際に、市場価格が異常に低落した時に、これを買支える、すなわち最低価格を保証するという趣旨で導入されたものである。
- 平成10年に「新たな麦政策大綱」を策定して以来、麦の大宗は民間流通へ移行したものの、それ以外の麦については、食糧法の規定に基づき、政府が無制限に買入れしている。
- 買入数量は15年産で約1,350トンと、流通数量に占める割合はごく僅かとなっている。特に小麦については、ほぼ皆無と言っていい状況にある。

食糧法の規定

(麦の政府買入れ)

第41条 政府は、・ ・(中略) ・ ・ 麦をその生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じて、無制限に買入れなければならない。

2・3 (略)

政府の買入数量(15年産)

(単位:トン)

	小 麦	大 麦	は だ か 麦	合 計
政府麦(A)	348	876	122	1,346
民間流通麦(B)	798,854	87,531	15,990	902,376
(A)/(A+B)	0.04%	1.0%	0.8%	0.1%

ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 検証

○ 「新たな麦政策大綱」において、政府買入れについては、民間流通が定着するまでの経過措置として位置付けられたところである。

○ 民間流通については、関係者の努力により各地で民間流通連絡協議会が設置され（16年産時点で42都道府県）、民間流通への移行が図られているところであり、16年産の民間流通比率（小麦）は99%と見込まれている。

一方、民間流通へ移行していない県においても、民間流通への移行が順次決まるなど、民間流通は定着化してきている。

新たな麦政策大綱（抄）

(1) 国内産麦

・（中略）・需要と生産のミスマッチを解消し、需要に即した良品質麦の生産を推進する観点から、国内産麦については、これを実態的にも自由な民間流通に委ね・（中略）・

政府買入れ

民間流通の定着に伴い、政府買入れの必要性は漸次薄れていき、最終的には不要となると考えられるが、民間流通への円滑な移行を図る観点から、民間流通が定着するまでの間は政府買入れの途を残すこととする。

民間流通比率（16年産）

小麦：99%、大麦・はだか麦：99%

民間流通連絡協議会の設置状況

- ・ 12～14年産：39道県が移行
- ・ 16年産～：東京、島根、広島
- ・ 17年産～：高知、宮崎(予定)

- 一方で、政府買入れは、生産者からの申込みに応じて無制限に買い入れることになっているため、市場で評価されない麦の最終的な売却先となっており、その結果として、民間流通の完全移行が妨げられている。

（一部の産地の13年産麦のように、民間流通に移行したものの、実需者の引取要望がないものについて、政府買入れの要請がなされたケースがある。）

- また、生産者に対しても、実需者が求める品質や生産性の向上に努力しなくても、最終的には政府に売ればよいという意識を残存させ、実需者ニーズを踏まえない生産が行われている地域も存在する。
- こうした状況の中で、今後政府買入のあり方を検討していく必要がある。

政府買入銘柄

- ・ 県の奨励品種から控除されたもの
バンドウワセ、シラサギコムギ
- ・ 民間流通にないもの
バンドウワセ、シラサギコムギ
ニシカゼコムギ、アイラコムギ

民間流通麦と政府麦の違い（小麦：15年産）

	民間流通麦	政 府 麦
等級比率	1等：67% 2等：33%	1等：20% 2等：80%
バラ化率	97%	10%

4 政府売渡価格

(1) 現 状

○ 麦の政府売渡価格は、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として決定することとされている（食糧法第43条）。

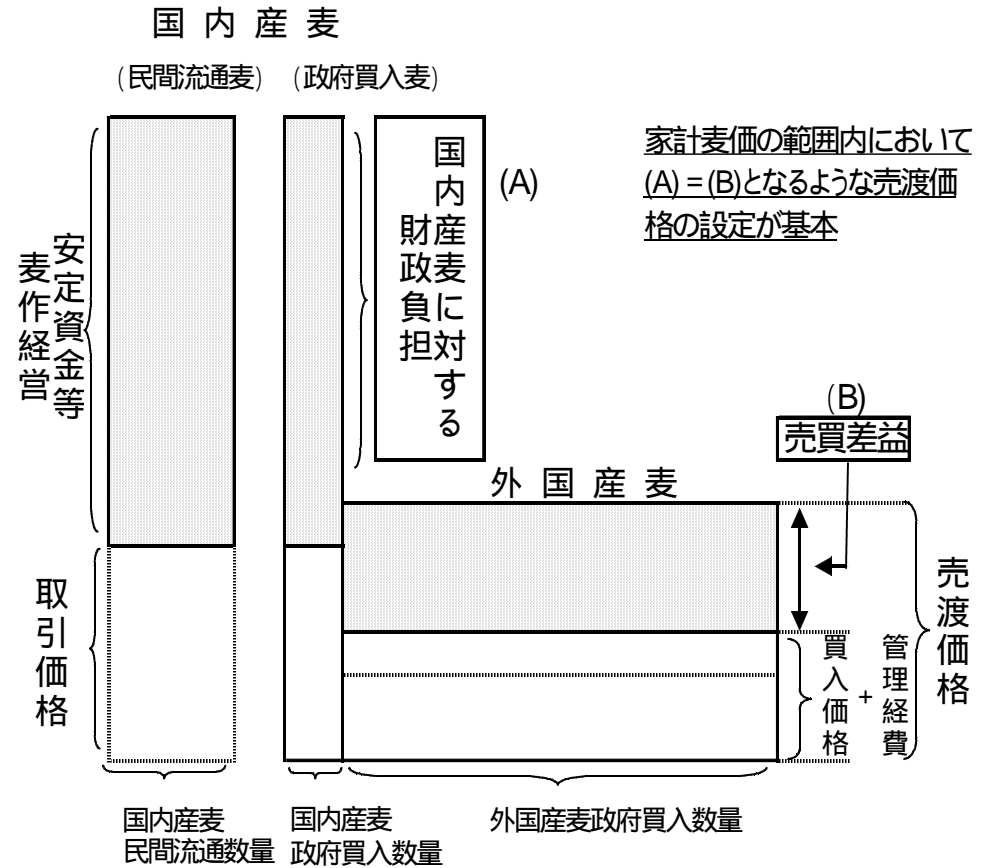
○ 具体的には、家計の安定が図られる価格（家計麦価）の範囲内で、

小麦に関しては、国内産麦に対する財政負担と外国産麦の売買差益との収支に赤字が生じないように価格を設定（コストプール方式）

大麦・はだか麦に関しては、外国産麦の買入れコストを踏まえて価格を設定（コスト方式）

することを基本としている。

小麦の価格決定方式のイメージ図



政府売渡価格の推移（米国産ウェスタン・ホワイト）

（単位：円/100kg、%、円/トール）

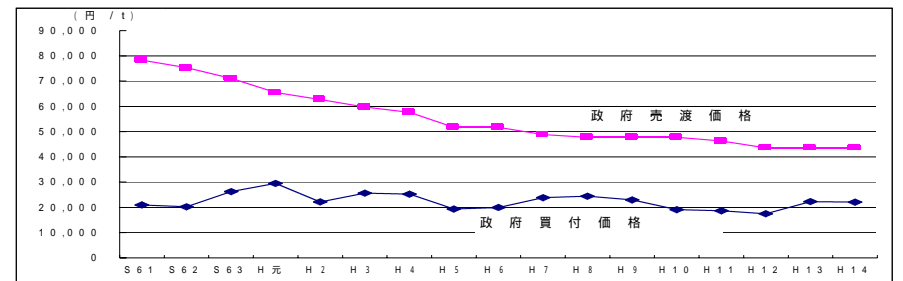
年 度	項 目	政 府		為 替 レ ー ト
		売 渡 価 格	対 前 年 増 減 率	
昭 和	6 0	7,833		224
	6 1	7,833		162
	6 2	7,531	3.9	140
	6 3	7,109	5.6	129
平 成	元	6,744	5.1	143
	2	6,463	4.2	144
	3	6,157	4.7	134
	4	5,944	3.5	127
	5	5,944		109
	6	5,326	10.4	101
	7	5,035	5.5	97
	8	4,928	2.1	113
	9	4,928		124
		(5,023)	(1.9)	
	1 0	5,023		130
	1 1	4,863	3.2	112
	1 2	4,579	5.8	111
	1 3	4,579		126
	1 4	4,579		123
	1 5	4,579		110
	1 6	4,556	0.5	110

(注)平成9年の改定率1.9%は消費税率の変更に伴うものである。

○ このような方式の下で、価格水準は、昭和61年以降、為替の動向や、内外価格差の現状、国際化の進展等も踏まえ、引下げ又は据え置きが継続されており、累計で約4割低下してきたところである。

○ なお、近年においては、国内産麦の生産増に伴う内麦コスト増嵩、円安や小麦相場の上昇による外麦コスト上昇の一方、デフレの下での家計の動向、輸入調製品の増加、製粉企業等の経営状況等の事情を総合的に踏まえ、平成12年12月以降3年連続据え置いたが、15年12月、小麦で0.5%、大麦で0.3%、裸麦で0.2%の引下げを決定したところである。

政府売渡価格と買付価格の状況



(注)米国産ウェスタン・ホワイトの価格比である。

(2) 検証

- 小麦においてはコストプール方式の下、内麦振興コストを一般財源の負担によらず、消費者負担としているが、政府売渡価格を巡っては、

小麦の内外価格差が約2倍ある中、小麦粉調製品・製品の輸入が増加しており、今後も国際化の進展によりこの傾向が更に強まると見込まれる

このような中で、製粉企業、2次ユーザーからは、価格の大幅引下げ、内麦コストとリンクするコストプール方式の見直しに向けた強い要請がある

他方で、近年、外麦コストが大きく上昇した際にも、売渡価格は据え置かれるとともに、一年間を通じ同一価格で販売していることから、価格変動のリスクは政府が全て負担している

等の状況にある。

小麦粉調製品・製品の輸入動向

(単位：製品トン、%)

種類 暦年	小麦粉調製品				マカロニ・スパゲッティ類		ビスケット	
	数量	対前年 増減率	うち韓国		数量	対前年 増減率	数量	対前年 増減率
			数量	対前年 増減率				
平成11	108,434	1.5	59,111	2.6	85,858	5.8	9,620	2.3
12	117,636	8.5	65,129	10.2	95,099	10.8	10,826	12.5
13	126,425	7.5	69,678	7.0	92,675	2.5	13,185	21.8
14	130,848	3.5	75,206	7.9	101,415	9.4	14,755	11.9
15	132,603	1.3	78,825	4.8	107,838	6.3	20,647	39.9

(注) 財務省「日本貿易月報」

○ 輸入小麦粉調整品の今後の使用動向について(調製品使用企業)

	小麦との価格差が変化すれば、使用量は変化する	価格、品質が現状通りであっても、今後使用が増加する	今後の使用量は変わらない
計	34.5%	9.1%	32.7%
製パン	47.4%	10.5%	31.6%
製めん	25.0%	0.0%	50.0%
製菓	28.6%	10.7%	28.6%

出典：「小麦粉調製品利用実態調査」

内外麦コストと麦会計の状況(小麦)

年	国内生産量	外麦買付価格	麦会計の収支
平成6年	57万t	23,629円	377億円
7年	44万t	26,141円	301億円
8年	48万t	28,863円	4億円
9年	57万t	26,872円	130億円
10年	57万t	24,515円	68億円
11年	58万t	21,107円	29億円
12年	69万t	21,917円	14億円
13年	70万t	25,062円	160億円
14年	83万t	25,860円	410億円

○ 大麦・はだか麦の売渡価格については、

小麦と異なり、内麦コストを負担せず外麦コスト（買付価格＋管理コスト）のみを踏まえて決定することとされているが、

運用上、小麦とほぼ同率の引き下げを行ってきたことや、近年において外麦コストが大きく上昇していること、一年間を通じ同一価格で販売していることから、売渡価格と買付価格に逆ざやが生じる場合も生じてきている

他方で、主として焼耐用の大粒大麦に関し、価格が相対的に低い外国産麦の需要が多いことから、国内産麦に需要と生産のミスマッチが生じる場合も生じてきている

等の状況にある。

大麦の買付価格と売渡価格（オーストラリア産ツーロウ）

12年	23,211	30,580	7,369
13年	25,697	30,580	4,883
14年	30,011	30,580	569
15年1～3月	34,570	30,580	3,990
4～6月	34,284	30,580	3,704
7～9月	34,898	30,580	4,318
10～12月	27,374	30,580	3,206

国内産大粒大麦の需要と生産のミスマッチ

単位:千トン

年産	販売予定数量	購入希望数量	差
平成12年産	47	51	4
13年産	53	51	2
14年産	60	50	10
15年産	58	45	13
16年産	54	54	0

○ また、麦の政府売渡価格の上限となる家計麦価については、戦後のインフレ下において、家計の安定を図ることを目的として、売渡価格が家計と不均衡な高い水準に決定されることを防止する観点から導入されたものである。この具体的な水準は、基本的には、可処分所得の変化率等に基づき算定されているが、

消費支出に占める食料支出、麦類支出の割合が導入当時の昭和27年に比べ低下している

嗜好的な面が強い焼酎用・麦茶用の大麦にも適用されている

赤字が継続しているという麦会計を巡る厳しい状況は全く踏まえられない等の状況にある。

このような中、政府売渡価格については、小麦、大麦・はだか麦とも、そのあり方を検討していくことが必要である。

家計麦価の算式

$$\text{家計麦価 } P_e = P_w \times \frac{I_1}{I_0} - C$$

P_w : 基準期間における小麦粉等の消費者価格
 I_1 : 比較期間における可処分所得
 I_0 : 基準期間における可処分所得
 C : 麦の流通、加工等の費用

消費支出に占める食料支出、麦類支出の割合

年次	消費支出に占める食料費の割合 (%)	食料費に占める麦製品支出の割合 (%)
昭和28年	48.5	6.0
平成14年	23.3	5.1

(注) 総務省「家計調査」による。

麦製品については、昭和28年は「麦・雑穀類」及び「パン類」、平成14年は、「パン」及び「めん類」を含む。

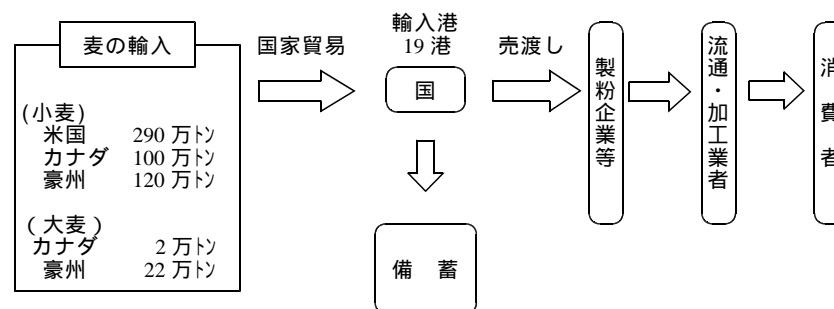
5 管理コスト

(1) 外国産麦の輸入の現状

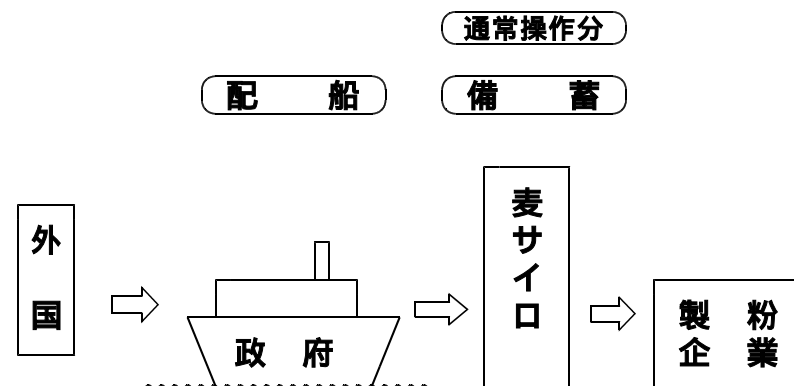
外国産麦については、国内産麦で不足するもの及び品質的に国内産麦が使用できないものについて輸入するとの考え方の下、国家貿易により国が一元的に輸入している。

その際、国は、製粉企業等への安定供給が図られるよう、製粉企業等が立地する各港に配船している。

我が国の外国産麦（食糧用）の輸入・流通

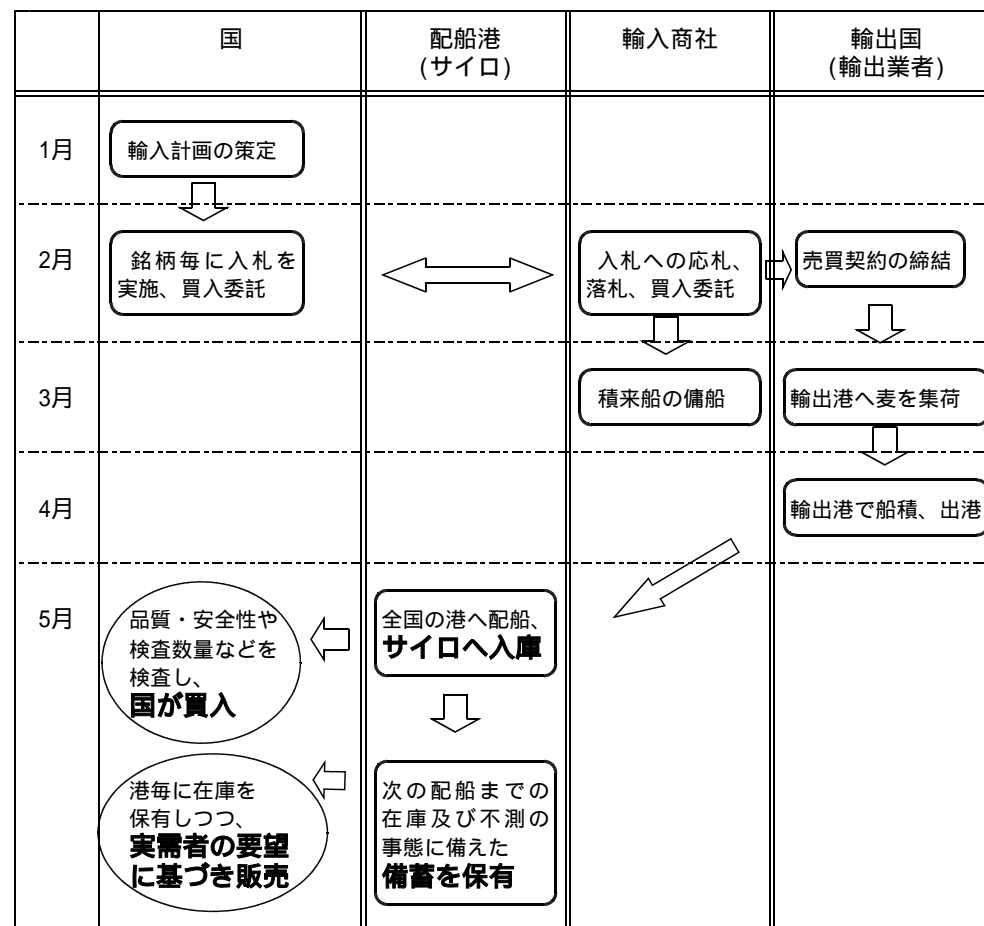


○ 具体的な輸入のイメージ



港頭サイロにおいて、次の配船があるまでの在庫及び不測の事態に備えた備蓄を保有しつつ、実需者の要望に応じて販売している。

外国産麦の輸入・備蓄・販売までのイメージ

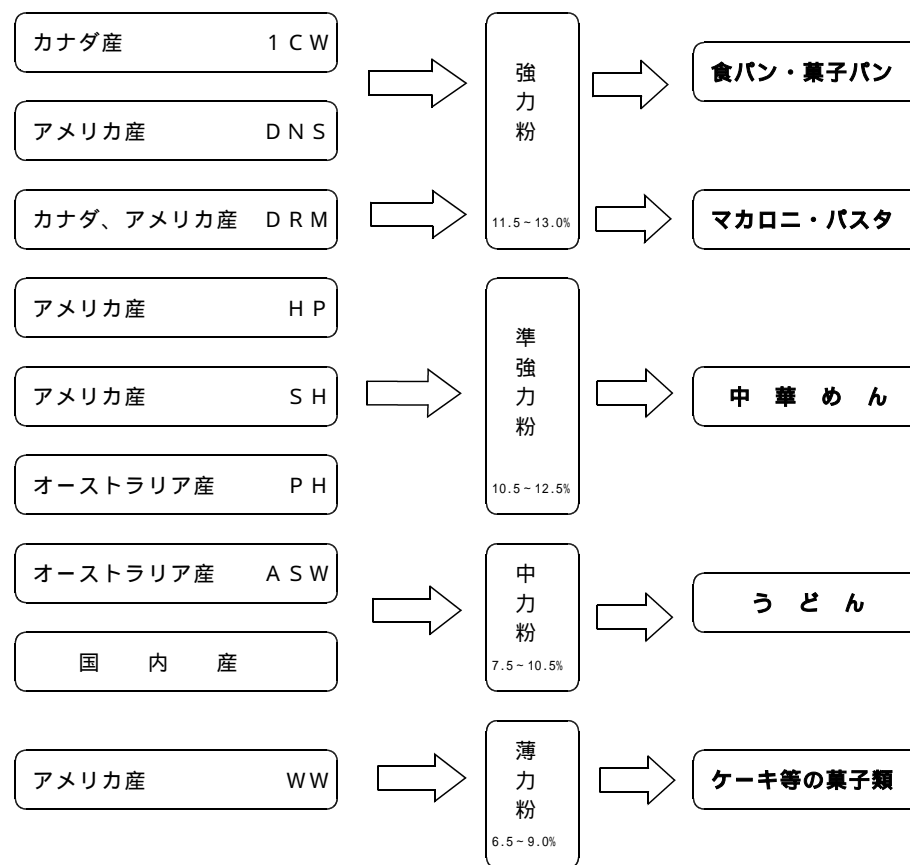


上記は2月入札、4月積配船、5月入港の場合であり、毎月、同様の順序で実施。

小麦については、需要量の約9割を輸入に依存し、輸入は外国（米・加・豪）から、実需者の要望に基づき用途別に応じ8銘柄の小麦を輸入している。

また、大麦については、焼耐用の需要の約9割を豪州、麦茶用の約5割をカナダから輸入している。

小麦の種類と主な用途



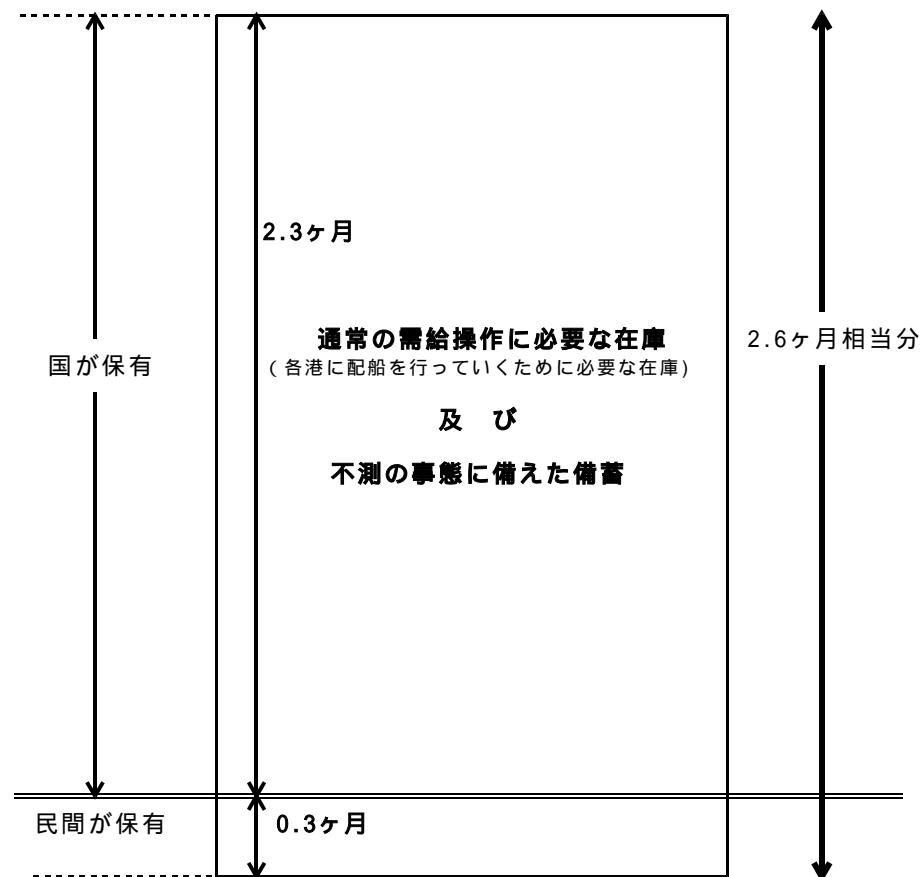
(注)数値については、たんぱく含有率である。

(2) 備蓄の現状

○ 我が国は、通常需給操作に必要な在庫に加えて、輸出国における不測の事態（禁輸措置、港湾ストライキ等）の発生に備えて19港において、外国産小麦の需要量の2.6ヶ月相当分を備蓄している。

○ 2.6ヶ月分の内訳については、麦と同様、国内需要の大半を輸入に依存している油糧大豆の民間在庫の水準を勘案し、国が2.3ヶ月分、民間が0.3ヶ月分を保有している。

○ 外国産小麦の在庫保有イメージ



(注) この他に民間は製粉工場稼動のために0.6ヶ月分程度在庫を保有。

(3) 保管の現状

- 2.6ヶ月の外国産麦の備蓄は、国が契約したサイロ（19港：90ヶ所を中心）において保管しており、サイロ事業者を支払われる保管料は平成15年度で約77億円となっている。

輸入港（19港）におけるサイロの設置状況

輸入港	臨海サイロ	輸入港	臨海サイロ
小樽	4	四日市	5
函館	2	大阪	4
仙台塩釜	3	神戸	10
鹿島	5	姫路	1
千葉	5	水島	3
京浜(東京)	2	広島	2
京浜(横浜)	7	関門(下関)	1
新潟	1	坂出	9
清水	6	博多	9
名古屋	11	合計	90

(4) 備蓄の検証

○ 現在の備蓄水準（2.6ヶ月分）は、仮に現在の輸出国での不測の事態（禁輸措置、港湾ストライキ等）が生じた場合でも、他の国からの代替輸入に要する期間（4～5ヶ月）、既契約分（2ヶ月分）を勘案し、設定されている。

○ しかし、輸出国側の事情をみると、
冷戦時代の終結等により、最近では禁輸措置が発動されていないこと
ある港でストライキが発生したとしても、情報化やインフラ整備が進んだ結果、他港から迅速に運び出すことが可能であること

等の状況にある。

○ 過去の禁輸措置の事例

昭和48年：米国において大豆需給ひっ迫、価格高騰により、大豆輸出を停止

昭和50年：米国において対ソ連向けの穀物輸出を停止

昭和55～56年：米国において、ソ連のアフガニスタン武力介入の報復措置として、対ソ連向けの穀物、大豆、食肉等の輸出を停止

これ以降、禁輸措置が発動された例はない。

○ 平成14年度に起こったカナダの港湾荷役停止の事例

平成14年にカナダにおいて、労使協定の決裂により、約5ヶ月間バンクーバー港の荷役が停止されたが、北部プリンスルパート港から代替輸出され、我が国への供給に支障は生じなかった。

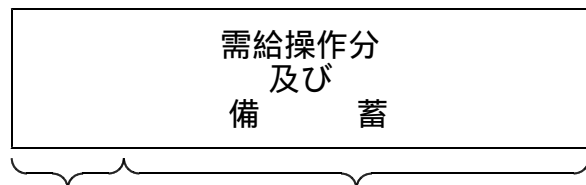
- 備蓄の考え方には、「備蓄」に加えて、需給操作分も含んでいるが、

国の持分は本来「備蓄」部分のみであり、現行の考え方では、国の責任の範囲が不透明であること

また、他品目に比べると、麦は国家貿易により輸入している点で異なるものの、通常需給操作分に係る民間の持分が不透明であることといった問題があると考えられる。

官民分担の考え方

- ・ 油糧大豆（民間在庫0.9ヶ月）を例に民間分を設定
- ・ 国：2.3ヶ月、民間：0.3ヶ月



民間はこの他に別途工場稼動のため0.6ヶ月の在庫を保有

- 他品目の備蓄の概要

品目名	在庫及び備蓄の概要		
	通常需給操作分の在庫（流通在庫）	備蓄（不測の事態などに備えた備蓄）	備蓄の実施者
麦	通常の需給操作分の在庫及び不測の事態に備え、外国産小麦の2.6ヶ月相当分を備蓄。		国が2.3ヶ月分 民間が0.3ヶ月分
コメ	民間が保有	不作に備え約100万トン を備蓄。	国が保有
大豆	民間が保有	一時的な需給の不均衡、 価格の高騰に対処するため 約20日分を備蓄。	国が保有
飼料穀物	民間が保有 （約1ヶ月保有）	輸出国の供給トラブルに 備えて約1ヶ月分を備蓄。	国が保有
石油	民間が保有	国家備蓄及び石油備蓄法 により民間が保有。	国が5千万k l （約90日分） 民間は70日間義務 付け

注：備蓄の実施者における「国が保有」には、予算措置の場合を含む。

(5) 保管料の検証

- 保管料については、平成14年度当初に保管料単価を一律5%削減したところである。

外国産小麦の保管料の推移

会計年度	保管料 (百万円)	前年対比 (%)	年間平均在庫 (千トン)
平成11年	8,828	105	1,093
12年	8,584	97	1,058
13年	8,749	102	1,091
14年	8,997	103	1,171
15年	7,710	86	1,005

資料：農林水産省総合食料局調べ

- 一方、昨年末に財政制度等審議会から、特別会計の見直しの一環として食糧管理特別会計について、在庫に係るコスト削減を進め、管理費の削減を行うべきとの意見が出されたところである。

特別会計の見直しについて (平成15年11月26日財政制度等審議会)

2. 事務事業の見直し

(2) コストの縮減、事業の重点化、効率化等

特別会計の事務事業については、上記の廃止・縮減のみでなく、コストの縮減による歳出の合理化を進めるとともに、事業評価の活用による事業の重点化や、PFIを活用した事業の効率化等を進める必要がある。

【具体的方策】

食糧管理特別会計における輸入麦の買い入れについては、船舶の大型化、国内配船の合理化及び在庫に係るコスト削減による効率化を進め、管理費の削減を行うべきである。

(6) 大型船の現状

- 麦の輸入に使用する船は2万トン級が主流であるが、コスト削減の観点から、平成9年度からは3万トン級の導入を進めてきたところである。
- 平成10年に策定した「新たな麦政策大綱」においても、輸入コストの削減の観点から、大型船の活用を盛り込んだところである。
- なお、3万トン級の船は、船腹量の減少に伴い確実な傭船が困難となったため、平成12年度以降は実績はないが、その代わりに、2.5万トン級の船を活用してきたところである。

輸入麦積来船の契約実績（積期ベース）

(単位:隻)

年度	2万トン	2.1万トン	2.5万トン	3万トン	4万トン	合計
9	311	-	3	15	-	329
10	303	-	1	24	-	328
11	277	-	0	23	-	300
12	236	-	51	-	-	287
13	231	-	40	-	1	272
14	191	-	52	-	2	245
15	188	8	48	-	3	247

新たな麦政策大綱（抄）

(2) 外国産麦
(略)

ア 輸入コストの削減等

政府管理経費の節減合理化と併せ輸入に係るコストを削減する観点から、1)大型船の活用による輸入コストの削減、
2)港湾諸経費に係る官民の負担関係の見直しを行う。

(7) 大型船の検証

○ 2.5万トン級や4万トン級の船の活用により、平成12年度から平成15年度にかけて約5億円(試算)のコスト削減が図られたが、更なるコスト削減を進める観点から、4万トン級の船の利用を拡大することが指摘されている。

○ しかし、4万トン級本船の輸入港については、吃水(水面に浮かんでいる船の水面下に沈んでいる船体の深さ)の関係から岸壁の水深が12m以上必要なこと

3港揚げでは1港当たりの荷揚げ数量が約1万3千トンとなることから、無駄な在庫を持たない観点から、需要量の多い銘柄かつ港に限定されること

から、千葉・名古屋・神戸・博多の4港に限られる。

平成15年度予算執行調査(抄)

○ 船舶の大型化
入札後船積までの期間を長くするなどの工夫により、4万トン級の船舶の利用を拡大する。

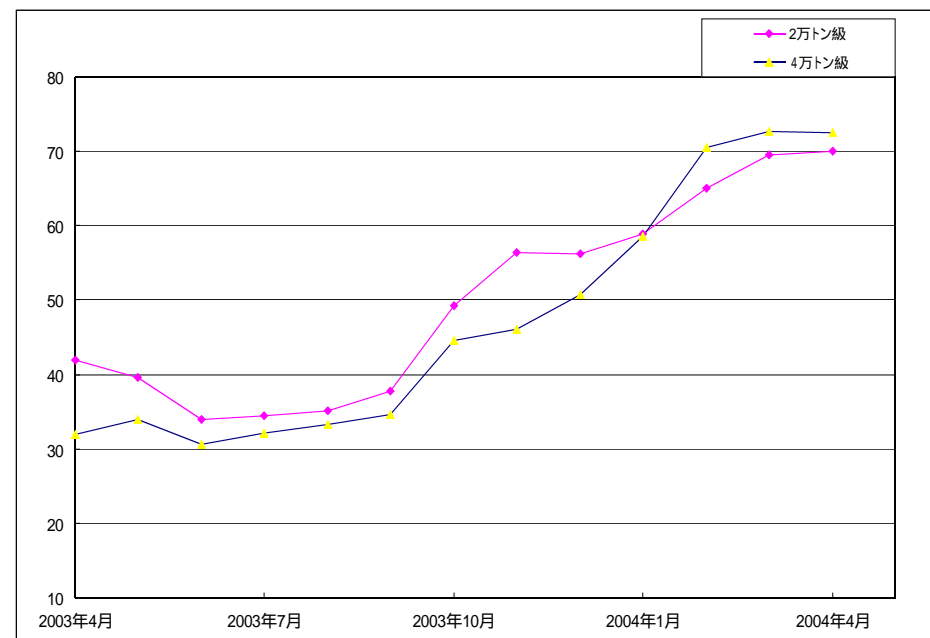
○ 4万トン級本船の輸入可能港

輸入港	備考	
	施設面	需要面
小樽	x	x
函館	x	x
仙台塩釜	x	x
新潟		x
鹿島		x
千葉		
東京	x	x
横浜		
清水	x	x
名古屋		
四日市	x	x
大阪		
神戸		
姫路	x	x
水島		x
広島	x	x
坂出		
下関	x	x
博多		
19		

(注)施設面：4万トン級本船が接岸可能な港は、接岸不可能な港はx
一部のバースで接岸不可能な港は
需要面：需要量の多い銘柄の月別需要量が7千トン以上の港は
7千トン未満の港はx

○ また、最近は、2008年の中国でのオリンピック開催に伴うインフラ整備や、中国からアメリカへの輸出品の増加等に伴い、大型船の運賃（フレート）が相対的に高水準で推移しており、必ずしも4万トン級が2万トン級に比べてコストが安いと言えない状況にある。

○ フレートの推移



資料：WORLD MARITIME ANALYSISによる船型別単価（ドル/トン）
4万トン級は、ガルフ/日本(54型)、2万トン級は北米西海岸/日本(23型)

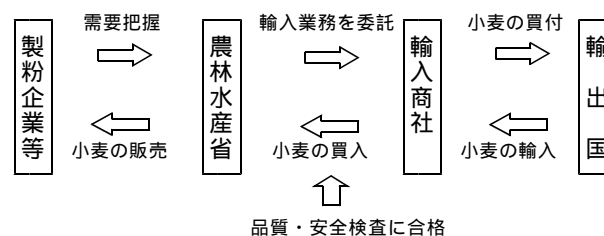
6 外国産麦の売渡方法

(1) 現 状

- 国が輸入した外国産麦については、一定期間（小麦は4か月、大麦・はだか麦は3か月）毎に、製粉企業や精麦企業の申請を基に売渡している。

- なお、売渡回数については、必要な時期に必要な数量を買いたいという製粉企業等の要望を踏まえ、各農政事務所毎に設定されている。

外国産麦の輸入から売渡しまで



小麦の売渡回数（事務所別）

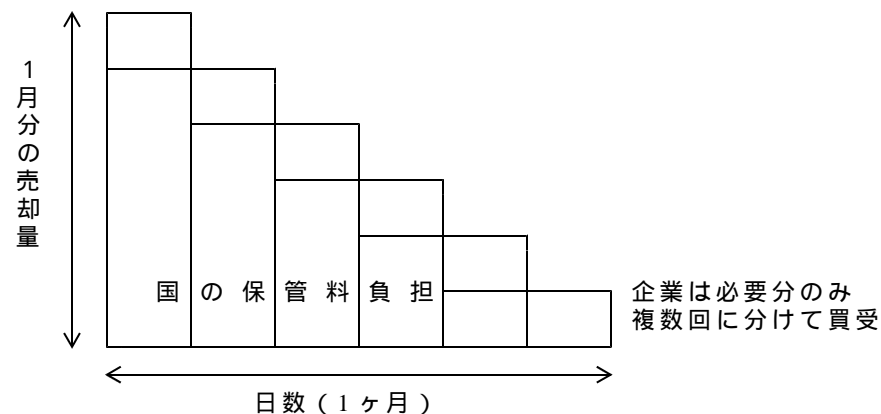
売渡日程 設定回数	事務所数	事務所等名
月8回以上	20	北海道、東北、茨城、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、東海、三重、大阪、兵庫、奈良、中四国、香川、福岡、佐賀、九州、宮崎
月6～7回	2	群馬、愛媛
月4～5回	12	岩手、福島、栃木、関東、新潟、富山、岐阜、広島、山口、徳島、長崎、大分
月1～3回	7	秋田、山形、近畿、島根、高知、鹿児島、沖縄
その他	6	青森、石川、福井、滋賀、和歌山、鳥取

(2) 検 証

- 売渡回数が、各農政事務所で弾力的に設定されているため、製粉企業等は本来負うべき在庫リスクから解放される一方、国は販売が完了するまでの保管コストを負担し、これが保管料の増嵩の一因となっている。

- また、管理コストの更なる削減のためには、徹底した輸入の効率化を図る必要がある。
その一環として、売渡回数のあり方を検討する必要がある。

保管コストの負担(イメージ図)



7 製粉企業

(1) 現 状

- 全国には製粉企業が114社あるが、その内訳は大手4社（日清・日粉・昭和・日東）とそれ以外の中小という図式に大別できる。

具体的には、

小麦粉の生産量のシェアについては、大手4社が約7割、中小が約3割となっている

原料使用比率については、大手4社は約9割が外国産麦、中小は規模等によりマチマチであるが、内陸部や小規模の企業は国内産麦の使用比率が高い

工場については、大手は臨海部、中小は臨海部に加えて内陸部にも数多く位置している。

という状況にある。

最近の製粉工場数等の動向

	中小製粉企業			大手製粉企業（4社）			合 計		
	工場数	従業員数 （人）	生産量 （千トﾝ）	工場数	従業員数 （人）	生産量 （千トﾝ）	工場数	従業員数 （人）	生産量 （千トﾝ）
5年度 （A）	154	2,998	1,658	34	2,215	3,133	188	5,213	4,791
14年度 （B）	112	2,281	1,461	25	1,228	3,448	137	3,509	4,909
B / A	72.7	76.1	88.1	73.5	55.4	110.1	72.9	67.3	102.5

資料：食糧庁加工食品課「製粉工場実態調査」

○ 製粉工場の分布図



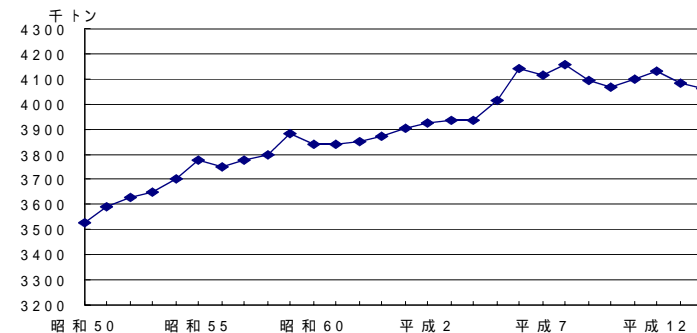
○ 製粉企業をめぐる状況は、企業数が多い中で、

人口の増加率の低下等により小麦粉需要が伸び悩む一方で、

UR合意に基づく関税率の引下げにより麦加工品の輸入が増加する

など厳しいものとなっており、「新たな麦政策大綱」においても、製粉企業の国際競争力の維持・強化を図る観点から、麦加工業の合理化及び近代化の促進を目指すこととされたところである。

小麦の国内消費仕向量（純食料）の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

UR合意の概要（麦加工品関連）

既に関税化されている麦加工品を含む農産物については、6年の間（平成7～12年）に関税を平均36%削減
主な麦加工品の関税率は、以下のとおり。

- ・ 小麦粉調製品（しよ糖15%超） 28% 23.8%
- ・ ビスケット（加糖） 34% 15%
- ・ マカロニ・スパゲッティ 40円/kg 30円/kg

新たな麦政策大綱(抄)

2 現行施策見直しの方向

(3) 麦加工産業

製粉企業における適正な規模等の基準、製造・販売コストの目標等を踏まえた合理化の推進
中小製粉企業の一層の合理化・事業転換及び特色を活かした経営活動の推進
競争原理の導入の観点から製粉用小麦の売却方法を見直し、実需者の希望に基づいた売却方法に改善

○ こうした状況の中で、製粉企業においては、人員の整理や工場の集約化などの合理化が進められ、特に中小においては、平成9年「小麦粉製造業中小企業近代化計画」を策定し、平成14年度までに製造・販売コストを1割強削減するという目標に向け取り組んできたところである。

○ 小麦粉製造業中小企業近代化計画の概要

- ・ 根拠法令：中小企業近代化促進法
- ・ 実施期間：10年度～14年度
- ・ 近代化の目標：
 - 市場ニーズの多様化に即応した製品の開発
 - 生産費(製造・販売コスト)の1割強の削減

(2) 検証

○ 製粉企業においては、製造・販売コストの削減が相当進み、特に中小においては平成14年度までに12%の削減を達成したところである。

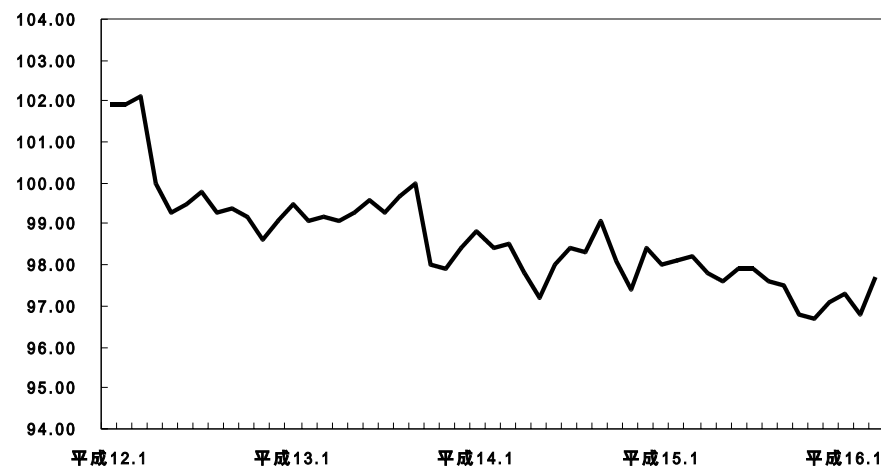
○ しかし、折から続くデフレの下、2次メーカー等から価格面で厳しい要求がなされ、小麦粉の価格は下落し続けている。

中小製粉企業における生産費等の推移

	9年度	14年度	÷
生産費(原料小麦1トン当たりの製造・販売コスト)	27,372円	24,100円	88.0%
生産性(従業員1人当たり年間生産量)	1,147トン	1,399トン	122.0%

資料：食糧庁加工食品課「製粉工場実態調査」

小麦粉の国内企業物価指数の推移



資料：日本銀行「国内企業物価指数」

注：平成12年4月を100としている。

- また、消費者の低価格志向の高まりを受け、安価な小麦粉調製品の輸入が増加しており、小麦粉の販売上大きな脅威となってきている。

小麦粉調製品等の輸入動向

(単位:製品トン、%)

種類 曆年	小麦粉調製品				マカ・スパ類		ビスケット	
	数量	対前年 増減率	うち 韓国		数量	対前年 増減率	数量	対前年 増減率
			数量	対前年 増減率				
平成 11	108,434	1.5	59,111	2.6	85,858	5.8	9,620	2.3
12	117,636	8.5	65,129	10.2	95,099	10.8	10,826	12.5
13	126,425	7.5	69,678	7.0	92,675	2.5	13,185	21.8
14	130,848	3.5	75,206	7.9	101,415	9.4	14,755	11.9
15	132,603	1.3	78,825	4.8	107,838	6.3	20,647	39.9

資料：財務省「日本貿易月表」

- さらに、消費者の安全・安心志向が高まる中で、製品の安全性についての要求が厳しくなっており、これに対応した設備投資が求められている。

設備投資の事例

- ・ 熱くん蒸機の導入
- ・ 殺卵機の導入
- ・ プラスチックパレットの導入
- ・ 出入口の開閉の自動化
- ・ 入室の際のエアシャワーの設置
- (・ ISO、AIB等の認証取得)

ISOとは国際標準化機構、AIBとは米国製パン研究所

- こうした中で、各製粉企業においては、品質管理に関するISO9000シリーズの認証の取得

原料小麦等の情報を確認できるシステムの構築を行っているほか、

特に中小においては、生協等と連携して、国内産麦を使用したパンの製造を行うなど、川下との結び付きの強化に取り組んでいるところである。

このように麦加工産業をめぐる諸情勢が厳しさを増す中で、国際競争力を有する足腰の強い業界づくりや、より地域に密着した業界づくりが必要となってきた。

ISOの登録状況

- ・ 平成10年度：4工場 平成15年度：52工場
- ・ これまでの登録企業（平成15年度）
 - 大企業 25工場中 23工場（全体の92%）
 - 中小企業 104工場中 29工場（全体の28%）

北海道江別製粉(株)の「江別麦の会」の事例

会 員

江別市(事務局)、JA道央江別、JA道央野幌、江別製粉(株)北海道立食品加工研究センター、北海道立中央農業試験場等9団体

目 的

北海道江別市を中心とした麦の生産振興を図るため、生産・加工・流通・研究等に係わる各分野の交流を深めることを目的に平成10年に発足

取組概要

- ・ 香川県小豆島の乾めん製造業者との共同開発により、江別産小麦(ホロシリ)を使用した手延べそうめん「北こがね」の販売を本州市場を中心に展開
- ・ 地元製めん業者が道産小麦100%使用の中華めんをスーパーを通じて販売

8 農産物検査規格

(1) 現 状

- 麦の規格については、農産物検査法に基づき、その公正かつ円滑な取引と品質改善を助長するために、農林水産大臣が設定している。

- 小麦については、
粒の硬軟・用途等に応じて、普通小麦・強力小麦・種子小麦に、
また、容積重・整粒・形質・水分等に応じて、
1等・2等に（平成元年度～）
区分している。

農産物検査法（昭和26年）より抜粋

（目的）

第1条 この法律は、・ ・（中略）・ ・ 農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長 ・ ・（中略）・ ・ することを目的とする。

（農産物検査規格）

第11条 農林水産大臣は、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、荷造り及び包装並びに 品位及び成分についての規格 を定める。

小麦の検査規格（普通小麦の例）

項目 等級	最低限度			最高限度					
	容積重 (グラム)	整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、異種穀粒及び異物				
					計 (%)	異種 穀粒 (%)	異物		
							麦角 粒 (%)	なまぐさ 黒穂病粒 率(%)	麦角粒及びなま ぐさ黒穂病粒を 除いたもの(%)
1等	760	75	1等標準品	12.5	5.0	0.5	0.0	0.1	0.4
2等	710	60	2等標準品	12.5	15.0	1.0	0.0	0.1	0.6

規格外 - 異臭のあるもの又は1等及び2等のそれぞれの品位に適合しない普通小麦であつて、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの

(2) 検 証

- 規格の歴史を振り返ると、取引の実態に合わせるとともに良品質麦の生産を促進するという観点から、規格の見直しを行ってきた。

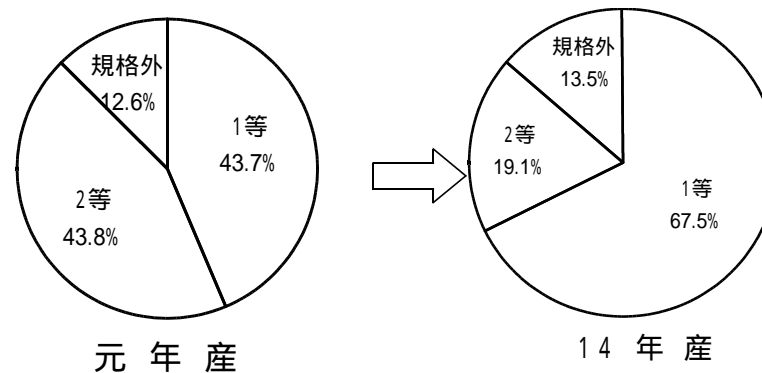
品位規格の歴史（容積重の例）

等級	26年	27年	28年	30年	38年	43年	55年	元年 (現行)
1等	380g			700g		770	740	780
2等	370			770		740	690	710
3等	355			740		690		
4等	330		340	690				
5等	315		325		650 (最高限度)			
等外	250			680 (最高限度)	650 (最高限度)			

(注) ① 単位は1斗の重量である。
② gはグラム重量である。

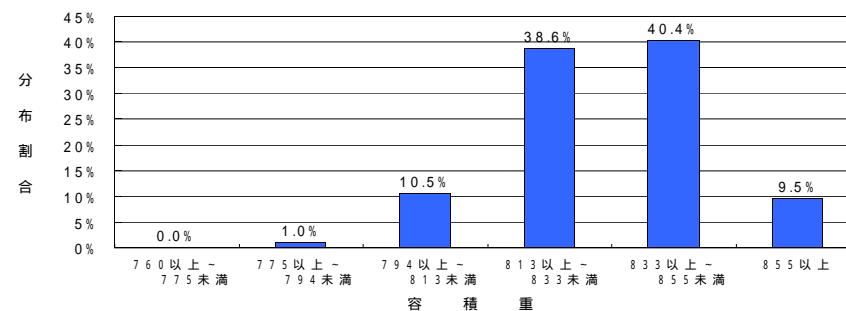
- 現在の小麦の格付状況を見ると、1等・2等の容積重、整粒等の品位項目が現行と同じになった平成元年産に比べると、1等麦の割合が高くなっており、平成14年産では約7割が1等麦という状況にある。

普通小麦の等級別割合



○ 更に1等麦を詳細にみると、その約9割について、容積重が813g/l以上となっており、平成元年度に設定した水準を大きく上回ってきている。

小麦1等の容積重の分布（14年産）



○ また、最近では新品種の開発が進んだ結果、北海道を中心にパン用に適した春蒔小麦が作付されてきているが、現在の普通小麦は、めん用に適した小麦とパン用に適した小麦が混在している。

○ 春蒔小麦の作付状況

(単位: ha)

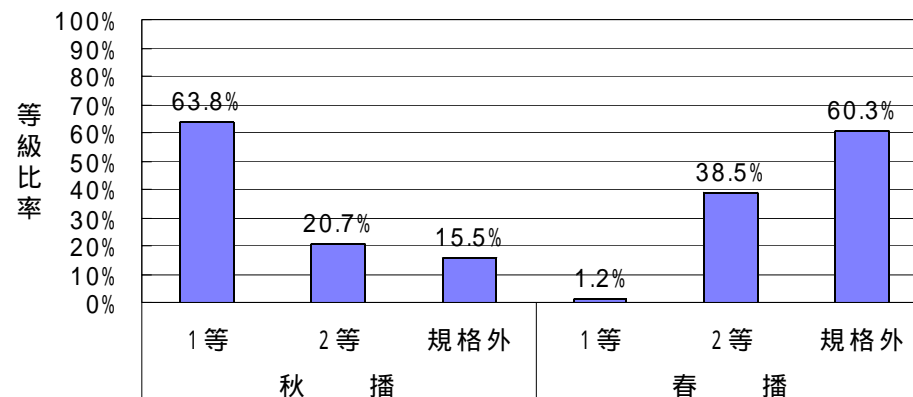
品種名	産地	作付面積			
		11年産	12年産	13年産	14年産
春よ恋	北海道	0	17	532	2,950
ハルユタカ	北海道、秋田	4,689	5,957	8,866	6,644
はるひので	北海道	-	-	1	3
計		4,689	5,974	9,399	9,597

注 「米麦の出荷に関する基本調査結果」(農林水産省)による。

○ このため、現在の規格の下では、パン用向けの春蒔小麦については、その特徴（色褪せている等）から、1等麦がほぼ皆無である一方で、規格外が全体の約6割を占めている状況にある。

○ また、取引実態をみると、実需者は麦の容積重及びたんぱく含量などの成分を重視しており、農産物検査において外見上の理由（色褪せている等）はあまり重視されていない。

北海道における秋・春蒔小麦の等級比率（14年産）



実需者が重視している品質項目（日本めん用）

- 水分が少ないこと
- 灰分が低いこと
- たんぱく含量が中程度であること
- 容積重が高いこと
- 小麦の形質が健全なこと（被害粒の混入が少ないこと）

資料：「国内産小麦の品質評価」（製粉協会）

9 消費拡大

(1) 現 状

小麦は、パン・うどん・菓子など、多様な用途で使用されており、食生活上不可欠な作物であるとともに、国民に供給されるカロリー全体の約8分の1を占めるなど重要な作物である。

また、大麦（押麦）については、1人当たりの純食料はごく僅かであるが、健康食ブームから注目されつつある。

1人1日当たりの供給熱量（平成14年度）

（単位：kal，%）

米	畜産物	油脂類	小麦	魚介類	合計
612	400	379	321	137	2,599
23.5	15.4	14.6	12.4	5.3	100.0

資料：農林水産省「食料需給表」

1人1年当たりの供給純食料（平成14年度）

米	魚介類	肉類	小麦	大麦
62.7kg	37.4kg	28.4kg	31.9kg	0.3kg

資料：農林水産省「食料需給表」

国内産麦の生産量の増加に対応し、学校給食を始め生産者団体や実需者による国内産麦の消費拡大に向けた様々な取組が行われているところである。

パン

北海道にあるコープ十勝は、地元のJAと地元企業と提携の下、北海道産キタノカオリを100%使用した食パン「ぎゅっところだわりたまごパン」を製造し、1斤300円で帯広にある直営店で販売している。

せんべい

香川県にある(株)宗家久つ和堂は、香川県産ダイチノミノリ、チクゴイズミを100%使用して瓦せんべいを製造し、四国地区の直営店で販売している。

めん(大麦)

新潟県及び関係団体は県産大麦「ミノリムギ」を混入した大麦麺を開発し、一般向け(ミノリムギ5割、外国産小麦5割)に販売するとともに、学校給食(ミノリムギ3割、外国産麦7割)にも導入している。

(2) 検 証

学校給食への国内産麦の導入状況をみると、県段階での事例は、年々拡大の傾向にあり、パンでは21道府県、めんでは16道県が取り組んでいる。

しかしながら、北海道などの主産地を中心とした動きにとどまっており、東京などの大消費地は遅れている状況にある。

また、消費拡大に向けた取組は、主に産地を中心とした取組にとどまっており、全国的な広がりは見られていない状況にある。

○ 学校給食における国内産麦の利用に向けての取組事例

パ ン

開始年度	県 名
11年度	北海道
12年度	埼玉
13年度	秋田、群馬、岐阜、佐賀
14年度	青森、岩手、宮城、千葉、 長野、静岡、滋賀、京都、 熊本
15年度	山形、茨城、愛知、三重、 山口、愛媛
計	21

め ん

開始年度	県 名
S56年度	新潟
7年度	北海道
11年度	埼玉
13年度	茨城、群馬、岐阜、愛知
14年度	福島、栃木、千葉、静岡、 滋賀、兵庫
15年度	青森、山形、神奈川
計	16

資料：農林水産省「学校給食における国内産麦の利用に向けての取組事例調査」
 (注)：県段階の取組事例を対象とした(市町村単位の取組事例は対象外)

一方で、国内産麦を利用した製品の開発・普及についても、消費者の安全・安心志向の高まりに応じた対応が求められており、こうした状況の中で「国内産麦100%」と表示する商品が増えてきている。

国内産小麦を原料とした加工食品の表示の状況 パ ン

年 度	工 場 数				表示有 の比率 (%)
	表示有	表示無	不明	合 計	
元年度	52	21	0	73	71
14年度	195	34	1	230	85

め ん

年 度	工 場 数				表示有 の比率 (%)
	表示有	表示無	不明	合 計	
元年度	120	38	0	158	76
14年度	184	38	0	222	83

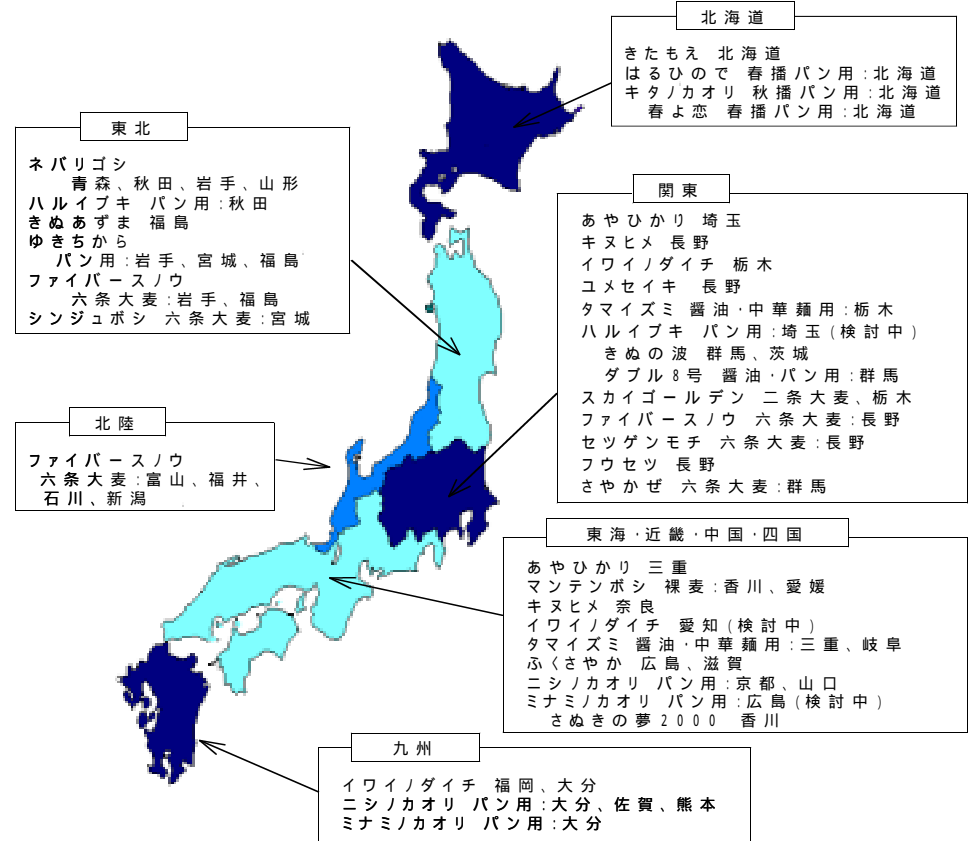
資料：農林水産省「国内産小麦を原料とした加工食品の事例」

10 技術開発

(1) 現 状

- 麦の品種開発については、実需者ニーズに応じた新品種の開発・普及により民間流通への移行を促進する観点から、平成11年度から「麦新品種緊急開発プロジェクト」等を実施し、その結果、これまでなかった都府県向けのパン用品種を含め、22品種が開発されたところである。また、県や民間においても「さぬきの夢2000」、「春よ恋」などの品種が開発されている。
- 新品種については、育成段階から実需者による品質評価を繰り返し実施しているため、従来品種に比べて品質は向上しており、徐々に生産現場に導入が進んでいる。

近年育成された麦類の新品種



内は奨励品種に採用した又は採用予定の道府県名
 印は県または民間で開発された品種

○ 新品種の栽培面積

(単位:ha)

	13年度	14年度	15年度	16年度
4麦総作付面積	257,440	27,190	278,850	
新品種作付計	1,292	8,312	16,456	26,969

16年度の新品種作付面積は見込みの数字である。

(2) 検 証

○ 一方で新品種については、

めんの食感は向上しているものの、A S Wと比較すると、めん色等の改善が不十分であること

従来品種よりも早生化が進んでいるが、収穫期の降雨による品質低下の防止のために更なる早生化が望まれていること

国産のパン・中華めん用品種に対する需要が高まっているが、従来の研究が日本めん用品種の開発に重点が置かれたため、それらに対応した品種が少ない状況にあること

等の課題が指摘されており、従来品種からの大幅な作付け転換を促すには至っていない。

○ また、品種の育成・普及段階において実需者等との連携を図るべき麦類良質品種実用化・普及促進協議会が十分に機能していない地域もある。

○ 日本めん用小麦新品種の製めん評点

品種名	色・外観 (35)	食感 (50)	食味 (15)	合計
イワイノダイチ (H11)	25.2	36.1	10.5	71.7
キヌヒメ (H11)	26.5	35.7	10.5	72.7
あやひかり (H11)	23.9	39.0	10.6	73.5
ネバリゴシ (H12)	23.4	38.3	10.4	72.1
きぬあずま (H12)	25.0	37.4	10.5	72.9
きたもえ (H12)	28.5	35.1	10.9	74.6
ユメセイキ (H13)	25.0	37.8	10.8	73.6
ふくさやか (H14)	27.1	37.4	11.1	75.5
フウセツ (H15)	27.2	36.7	10.5	74.4
農林61号 (標準)	24.5	35.0	10.5	70.0
A S W (参考)	28.2	38.8	10.5	77.5

(注)

- ・新品種のデータは新品種決定に関する参考成績書等から抜粋。キヌヒメ、フウセツはシラネコムギを70点とした場合。
- ・A S Wのデータは国内産小麦の品質評価（主要産地の主要品種、平成10年～14年の平均値）平成15年6月（製粉協会）より引用

小麦品種の用途別内訳

用 途	品 種 数
日本めん用	3 4 (2)
パン用・中華めん用等	1 2 (2)

(注)・都道府県の奨励品種を用途別に分類

・()内は、県又は民間育成品種

11 生産対策

(1) 現 状

- 製めん適性等の品質の向上・均一化という実需者ニーズに的確に応えていくため、769市町村において、JA等を単位に産地協議会が設置され
- 栽培マニュアルの作成・見直し
 - 品質分析や品質管理
 - 新品種の導入・普及
 - 赤かび病対策の徹底
- といった品質向上及び安全性確保対策の取組に加え、担い手リストの作成など、担い手育成の取組を行っているところである。

産地での取組

取 組 内 容		取組産地（市町村） 数及び割合
品質向上の 取組	試験ほの設置	386（50%）
	品質分析の実施	396（51%）
	うち、産地全体としての 品質管理	119（15%）
担い手育成 の取組	担い手リストの作成	668（87%）
	期間借地等の農家意向調査	105（14%）
	期間借地等の斡旋	94（12%）

注1：平成15年9月現在の取組状況である。

注2：「品質向上」、「担い手育成」ともに、下の項目ほど内容のレベルが高くなる。

○ また、こうした取組を推進するため、

たんぱくやフォーリングナンバー等の品質を分析する機器や、赤かびウイルスや残留農薬を分析する機器の整備

乾燥調製施設の整備・高度化

汎用コンバイン等の共同利用機械の整備を推進しているところである。

麦の品質向上に向けた取組の事例

産地	北海道 T 農協
取組内容	収穫した麦を搬入するトラック毎に、たんぱく含量やフォーリングナンバー等の成分分析を実施。 その分析結果は生産者に通知するとともに、適正なたんぱく含量とするための栽培技術指導を徹底。 低アミノ麦は仕分けして乾燥・調製。
取組の成果	産地における平均たんぱく含量は、 12年産 11.4% 13年産 11.3% 14年産 10.2% と実需者が望んでいる範囲(10~11%)に近づいている。

(2) 検 証

○ このような取組を推進した結果、生産者1戸当たりの作付面積が拡大するとともに、生産コストの低減が図られているところである。

○ しかしながら、平成22年目標に対して、品質や生産性の向上は依然として遅れており、この原因としては、

産地協議会が形式的に設置されている地域があり、民間流通連絡協議会と産地協議会の連携が不十分であるため、実需者ニーズや入札価格などのシグナルが生産者まで十分に伝わっておらず、生産者の意識改革が不十分であること

品種や地域の土壌特性に応じたきめ細かな栽培指導が求められるが、こうした現場データの収集やマニュアルづくりが必ずしも十分でないこと

○ 1戸当たりの作付面積

(単位：a/戸、千円)

	平成9年度	平成14年度
作付面積	165	214
生産費	9.4	8.4

主要品種の作付割合、製めん評点の推移

(単位：%、点)

		11年産	12年産	13年産	14年産	22年産
北海道	ホクシン	81	87	87	87	75.2 (目標)
	製めん評点	73	72	71	72	
関東	農林61号	67	70	79	84	
	製めん評点	70	70	70	70	
九州	シロガネコムギ	42	43	47	51	
	チクゴイズミ	41	43	38	31	
	製めん評点	70	72	71	70	

資料：「小麦の出荷等に関する基本調査」、「国産小麦の品質評価」

注1：製めん評点は、群馬県産農林61号を標準（70点）としたときの相対的な点数。

注2：各ブロックの製めん評点は、主要品種の出回り数量と製めん評点の加重平均。

製めん評点の高い新品種への作付転換が重要であるが、実需者の評価が定まっていない中で、産地として大胆に作付転換を行うまで踏み切れないこと

等が関係している。

- また、水田裏作地帯（北関東・北九州）においては、米の構造改革が遅れているため、担い手への生産集積が遅れている状況にある。

なお、赤かび病問題については、安全・安心な農産物の供給に対する関心の高まりや平成14年に厚生労働省が小麦のDON暫定基準値1.1ppmを設定したことを踏まえ、適期の農薬防除が徹底されるとともに、生産者団体における自主検査等が実施されたところである。

作付規模階層別作付面積割合の推移（4麦計）

